

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 ほか1名

準備書面（50）

（S-11シーム（断層）、被告電源開発の能力不足について）

2023年（令和5）2月21日

東京地方裁判所 民事第3部合議A①係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
外

第1 敷地内におけるS-11シーム（断層）について

- 1 被告電源開発は2014年（平成26年）12月16日、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書を提出した。しかし、そこから、すでに8年以上が経過しているにもかかわらず、原子力規制委員会の審査は、未だ地震・地震動の基本的な審査にとどまっており、遅々として進んでいない。その最大の原因の一つが、敷地内におけるS-11シーム（断層）である。
- 2 敷地内の「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、設置許可基準規則）第3条3項）。敷地内で地盤にずれが生じた場合には、原発の安全確保上、重大な障害となる。したがって、この規定は、原発の耐震安全性を確保する上で最も重要な規制の一つであり、規則の条文を冠して「3条断層」と呼ばれている。

そして、「(同規則) 第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう」「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等とする」とされている(設置許可基準規則の解釈別記1)。

3 ところが、大間原発の敷地内では、S-11シーム(断層)については、後期更新世以降(約12～13万年前以降)に変状が生じたことが明らかになっている。したがって、S-11シーム(断層)が、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない以上、大間原子力発電所の設置は、新規制基準に照らして許されないはずである。この点については、すでに2021年(令和2年)1月25日付原告準備書面(41)において主張した。

4 この点、被告電源開発は、その原因について、膨潤(水を吸って膨らんだ)ものであり局所的に生じたものであると主張してきた。しかし、膨潤によって発生したとするには、あまりにも科学的な根拠が乏しく、原子力規制委員会もその説明を受け入れていない。それを受けて、被告電源開発は、2022年(令和4年)4月22日の第1043回審査会合において、それ以外の原因(たとえば地震動による受動変位、岩盤の風化による体積変化、堆積物の圧密、凍結・溶解作用)も考えられるが、特定困難であり、これらの複合的要因とも考えられる、と言いだめた。

5 しかしながら、ここで、原発の耐震安全性を確保する上で、被告電源開発に求められているのは、敷地内に存在するS-11シーム(断層)が、「将来活動する可能性のある断層等」ではないこと、すなわち3条断層には該当しないことを立証することである。

被告電源開発が変状の原因の可能性のあるものとして羅列している、地震動による受動変位、岩盤の風化による体積変化、堆積物の圧密、凍結・溶解作用によっても、その結果、敷地内で地盤にずれが生じた場合には、原発の安全確保上、重大な障害となり得ることには変わりはない。

そして、被告電源開発は、今後、これらの原因により変状はもう起こり得ないこと、

すなわちS-11シーム（断層）が活動する可能性がないこと、については、何ら立証できていないのである。そして、この点についての立証責任は、被告電源開発にある。

6 被告電源開発は、2022年（令和4年）7月1日の第1057回審査会合において、「シームS-11・変状の評価方針」は、S-11シーム（断層）の第三条への適合性の評価方針について、8月上旬に説明予定」と述べていた（甲D185号証）。そこで、原告は、被告電源開発から、審査会合において、S-11シーム（断層）の第3条への適合性について何らかの新しい主張がなされるものと考えて、これを踏まえて、敷地内におけるS-11シーム（断層）についての主張を行う予定であると、前回（令和4年10月19日）の進行協議期日において述べたところであった。

7 しかしながら、それからすでに半年以上経過するにもかかわらず、審査会合において、被告電源開発からの新しい主張はなされておらず、この論点に関する審査会合は開催されていない。原子力規制委員会における審査は、完全に暗礁に乗り上げている状態だと言わざるを得ない。

第2 審査資料の初歩的ミス

1 上記に加えて、被告電源開発は、審査会合に提出した資料において、極めて初歩的な誤りを繰り返してきた。その一例をあげれば、以下のとおりである。

(1) 2018年（平成30年）10月26日第646回審査会合で判明（甲D186第983回の資料2-1の13頁以降「2019年（平成31年）4月5日第700回の審査会合資料2-1-1再掲」）

・審査会合に先立つヒアリングに使った資料について、一部地層などの厚さをボーリング柱状図から転記する際に写し間違えた。

(2) 2019年（平成31年）4月5日第700回の審査会合で判明

・シームの走向を示す図において、走向と傾斜の調査データからウルフネットに表示するため、360°表示に変換計算する際に、最大傾斜方向の方位、ベクトル値を入

力しなければいけないところを走向の方位を入力してしまったため、90° ずれたものを表示してしまった。

(3) 2021年(令和3年)6月11日第983回の審査会合で判明

・設置許可申請書添付書類六「5. 地震」における記載の誤り(甲D186)

その原因は、①根拠資料の参照箇所での誤り、②根拠資料の元データの確認漏れ、③根拠資料との照合不足、④数値の丸めに伴う表記ミスとされている。

(4) 2022年(令和4年)4月22日第1043回の審査会合で判明(甲D187議事録)

・一部新しく削孔したボーリングの位置に関して、図に誤りがあった

審査会合において、被告電源開発の杉山弘泰副社長執行役員は、「大間発電所につきましては、2019年4月の700回の審査会合、21年6月の983回の審査会合において、審査資料及び申請書の誤りがありまして、それに対する再発防止策を御説明しておりまして、その後も継続的に改善をして誤りのないように審査対応を進めてきたところでございますが、今般、本日、御審議いただく審査資料におきまして誤りがあるということが発見されたのでございます。しっかりと原因分析を行いまして、この分析に基づいて再発防止策を再度徹底・構築し、真摯に審査に対応させていただきます。」とお詫びを述べた(議事録甲D187・3頁)。

(5) 2023年(令和5年)1月23日発表(甲D188の1、2)

・F-14断層等による地震の解析データの一部に入力ミスがあったことが発覚。

「添付2解析データの入力ミスの内容」に記載されているように、「理論的手法の解析において、断層面基準点の深さの入力値はm単位とすべきところ、km単位の数値として入力しており、3000(m)ではなく3(m)と入力」してしまった(甲D188の2)。

極めてお粗末なミスである。

しかし、この被告電源開発の誤りにより、4回分もの審査会合をやり直し【第983回審査会合(2021年6月11日)、第1013回審査会合(2021年11月5

日)、第1035回審査会合(2022年3月18日審査会合)、第1073回(2022年9月16日審査会合)】、並びに、上記審査会合にかかるヒアリング及び第1073回(22年9月16日審査会合)以降のヒアリングをやり直すことになった。審査はさらに遅延することは必至であり、その影響は大きい。

原子力規制庁からは、本件が確認された経緯や今後の対応等について資料をとりまとめ、説明するようにと求められている(甲D188の1)。

2 以上のとおり、被告電源開発は、杜撰な作業により、極めて初歩的な誤りを繰り返している。被告電源開発は、口先では「再発防止策を再度徹底・構築」というものの、これは全く実現されていない。原子力発電所が有する甚大な危険性を考えれば、これらは単なるケアレスミスとして片付けてはならない。

第3 まとめ

第1で述べたとおり、原子力規制委員会における審査は、完全に暗礁に乗り上げている状態だと言わざるを得ない。かかる事態は、原子力規制機関である原子力規制委員会の人的・物的資源の無駄遣い以外の何物でもない。また、大間原発計画によって、原告函館市は、本件訴訟を提起せざるを得なくなったのであるところ、かかる事態は、裁判所における人的・物的資源の無駄遣いでもある。

また、第2で述べたとおり、被告電源開発の能力不足は顕著であり、改善の見通しは全く立っていない。

被告電源開発には、「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉等規制法)43条の3の6第1項3号)が欠けていることが、これらからしても、明らかである。

以上